

# 漫・賀・年賀状 コンテスト2012 入賞作品決定!

今年の干支「辰(たつ)」をテーマに、市が募集した「漫・賀・年賀状コンテスト2012」。全国から648点の力作が寄せられ、漫画家・南一平さんによる審査の結果、入賞作品12点が決まりました。

大賞、準大賞と市内入賞者(優秀賞)の作品および入賞者を紹介します(敬称略)。

なお、ホームページ(<http://www.kawakami.city.takahashi.okayama.jp/manga/nenga/>)でも入賞作品を紹介しているほか、全応募作品の展示会を2月26日(日)まで吉備川上ふれあい漫画美術館で開催しています。

**大賞**  
小川 利雄 (63)  
(福島県いわき市)



**準大賞**  
松田 まさる (75)  
(千葉県柏市)



**優秀賞**



前原 悠花 (15)  
(備中町布瀬)



貝原 大貴 (13)  
(成羽町成羽)

**市外入賞者(優秀賞)**

中俣 稔 (65) (東京都練馬区)、加藤 まゆみ (53) (静岡県静岡市)  
中尾 恵子 (52) (岡山県新見市)、一木 信一 (48) (熊本県天草市)  
酒井 愛弓 (48) (岐阜県美濃市)、増田 木綿子 (44) (三重県三重郡)  
木下 佳威 (42) (奈良県大和高田市)、佐藤 真梨子 (12) (岡山県岡山市)

■問い合わせ  
吉備川上ふれあい漫画美術館 ☎083664



## 3人乗り自転車を貸し出します

市は、幼児2人同乗用自転車の普及啓発、子育て支援および自転車の安全運転の意識向上を推進することを目的に、子育て中の家庭に対し、幼児2人同乗用自転車貸出事業を実施しています。

平成24年度の利用者を募集します。詳しくは、ご応募ください。

◆貸出対象者：市内に在住の概ね1歳以上満6歳未満の幼児

を2人以上養育している人で、自転車の適正な保管場所を確保できる人

※申請は、同一世帯につき1人に限らせていただきます。

◆貸出台数：10台(電動アシスト付き)

※応募者多数の場合は抽選を行います。ただし、新規応募者を優先とします。

◆貸出期間：承認の日から平成25年3月31日まで

※貸出期間中に貸出対象の要件を外れる場合は、返却していただきます。

◆貸出料金：無料

◆貸出条件

①市の主催する交通安全講習会を受講する。

②同乗する幼児はヘルメットを着用する。

③貸出中に事故などで発生した損害にかかる賠償は利用者が責任を負う。

④利用に関するアンケート調査に回答する。

◆貸出開始月：平成24年4月

※対人賠償保険加入費用(千円程度)および半年経過後、返却時に係る点検整備費(千円程度)、貸出中のメンテナンス費用などは利用者負担

◆募集締め切り：3月15日(木)

◆応募方法：申請書に必要事項を記入の上、〒716-8501〔住所不要〕高梁市役所子ども課子ども支援係へ郵送、または子ども課、各地域局、各地域市民センターに提出してください。

※郵送の場合は、3月15日の消印まで有効。

※申請書は各提出先に備えてあります。また、市ホームページからもダウンロードできます。

■問い合わせ・応募先  
子ども課子ども支援係 ☎0288、または各地域局  
地域振興課住民福祉係

## 高額な外来診療を受ける皆さまへ

平成24年4月1日から「認定証」などを提示すれば、窓口での支払いが一定の金額にとどめられます。

これまでの高額療養費制度の仕組みでは、高額な外来診療を受けたとき、1カ月の窓口負担額が自己負担限度額以上になった場合でも、いったんその額をお支払いいただいていたが、限度額を超える分を窓口で支払う必要はなくなります。

高額な外来診療受診者	事前の手続き	病院・薬局などで
<ul style="list-style-type: none"> <li>●70歳未満の人</li> <li>●70歳以上の非課税世帯等の人</li> </ul>	加入する健康保険の被保険者証(国民健康保険、後期高齢者医療保険)と印鑑を持参のうえ、保険課または地域局および地域市民センターで「 <b>限度額適用認定証</b> 」の交付を申請してください	「国民健康保険被保険者証」(70歳以上の人は高齢受給者証も必要)と「限度額適用認定証」、75歳以上の方は「後期高齢者医療被保険者証」と「限度額適用認定証」を窓口で提示してください
70歳以上75歳未満で、非課税世帯等ではない人	必要ありません	「国民健康保険被保険者証」と「高齢受給者証」を窓口で提示してください
75歳以上で、非課税世帯等ではない人	必要ありません	「後期高齢者医療被保険者証」を窓口で提示してください

「認定証」を提示しない場合は、従来どおりの手続きとなります。  
高額療養費の支給申請をしていただき、支払った窓口負担額と限度額の差額が、後日支給されます。

■問い合わせ 保険課健康保険係 ☎0258

・県内民間路線バス無料利用制度の実施期間が延長  
・義援金へご協力をお願いします

**社団法人岡山県バス協会が「東日本大震災被災者支援事業」として実施する岡山県内民間路線バス無料利用制度の実施期間が延長されました。**

○実施期間：平成24年3月31日まで

○対象者の範囲：原則として、次の罹災または被災の証明を有する人で、岡山県内への避難を余儀なくされている人。

①平成23年東日本大震災による罹災(災害救助法適用市町村からの避難者)

②福島第1・第2原子力発電所事故による被災(住民避難指示等の対象地域からの避難者)

※現時点で、罹災または被災の証明を有していない人で、次の条件に該当する人も対象とします。

(1)罹災証明書または被災証明書の後日提出予定の人

(2)全国避難者情報システムに登録している人

(3)運転免許証、健康保険証等で被災地に居住していたことが確認できる人

○実施バス会社：備北バス、井笠バス、宇野バス、岡電バス、下電バス、中鉄バス、中鉄北部バス、両備バス。ただし、高速バス・定期観光バス等を除く。

○手続き：交付申請書に罹災証明書または被災証明書の写し等を添えて、福祉課社会福祉係まで提出してください(郵送不可)。

※「無料利用証(有効期限・平成23年10月31日)」の交付を受けている人も、新たに申請手続きが必要になります。

**東日本大震災義援金は、3月31日まで受付をいたしますので、引き続きご協力をお願いします。**

2月7日現在の義援金総額は、272万1千568円です。

◎義援金箱設置場所  
・福祉課、市民課、各地域局、各地域市民センター、市社会福祉協議会本所および各支所  
受付は、平日(月～金)の午前8時30分～午後5時15分。

■問い合わせ 福祉課社会福祉係 ☎0281

### 震災支援情報